

議案第 102 号

釜石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

釜石市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 30 年釜石市条例第 13 号)の一部を次のとおり改正する。

別表の中、市長、助役、収入役の給料及び議長、副議長、議員の報酬を次のように改める。

(別表)

名称	給料月額(円)	報酬年額(円)	同月額(円)
市 長	130,000		
助 役	90,000		
収 入 役	75,000		
議 長			40,000
副 議 長			35,000
議 員			32,000

附 則

この条例は公布の日から施行する。

昭和39年7月21日提出

釜石市長 鈴木 東 民

昭和39年7月21日否決

釜石市議会議長 川 畑 民 蔵